

① 海洋油田・ガス田廃鉱準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
期首現在額	20		円
当期取崩額	廃鉱費用を支出した場合の取崩額	21	
	同上以外の場合による準備金取崩額	22	
	計 (21) + (22)	23	
当期積立額	24		円
差引期末現在額	差引期末現在額 (20) - (23) + (24)	25	
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	26	
	当期中において益金の額に算入すべき金額	27	
算	積立限度超過額 (13)	28	
算	差引海洋油田・ガス田廃鉱準備金 (25) - (26) - (27) - (28)	29	
算	累積限度超過額 (18)	30	
算	期末海洋油田・ガス田廃鉱準備金 (29) - (30)	31	

鉱区の所在地及び名称	1	
特定設備の名称	2	
当期積立額	3	円
積立限度額の計算	特定設備に係る廃鉱費用の見積額	4
	$(4) \times \frac{\quad}{144}$	5
	当期における特定設備の属する鉱区の採掘数量	6
	鉱区の採掘予定数量	7
	$(4) \times \frac{(6)}{(7)}$	8
	当期末の特定設備に係る信託財産の額	9
	前期末の特定設備に係る信託財産の額	10
	$(9) - (10)$	11
積立限度額 ((5)又は(8))と(11)のうち少ない金額	12	
積立限度超過額 (3) - (12)	13	
累積限度超過額の計算	差引海洋油田・ガス田廃鉱準備金 (29)	14
	特定設備に係る廃鉱費用の見積額 (4)	15
	特定設備に係る信託財産の額 (9)	16
	累積限度額 (15)と(16)のうち少ない金額	17
累積限度超過額 (14) - (17)	18	
限度超過額合計 (13) + (18)	19	

別表十二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で本邦の周辺の水域において石油又は可燃性天然ガスの採掘の事業を営むものが、平成11年改正措置法附則第27条第3項《海洋油田・ガス田廃鉱準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成11年改正前の措置法第55条の6《海洋油田・ガス田廃鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「(4) × $\frac{\quad}{144}$ 5」の分子の空欄には、当期の月数を記載します。

なお、当期が特定設備を最初に事業の用に供した事業年度である場合には、供用日から当該事業年度終了の日までの期間の月数とし、当期が特定設備を事業の用に供しなくなった事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から供しなくなった日までの期間の月数を記載します。